# 建築士法施行令 （昭和二十五年政令第二百一号）

#### 第一条（一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の書換え交付等の手数料）

建築士法（以下「法」という。）第五条第六項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、五千九百円とする。

#### 第二条（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料）

法第十条の二の二第六項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、次の各号に掲げる一級建築士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

###### 一

構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けようとする一級建築士

###### 二

構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士

#### 第三条（中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料）

法第十条の十九第二項の政令で定める額は、二万八千四百円とする。

#### 第四条（一級建築士の受験手数料）

法第十六条第一項の政令で定める額は、一万七千円とする。

##### ２

受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなかつた場合においても、返還しない。

##### ３

中央指定試験機関に納付する受験手数料の納付の方法は、法第十五条の五第一項において読み替えて準用する法第十条の九第一項に規定する試験事務規程の定めるところによる。

#### 第五条（参考人に支給する費用）

法第十条第六項に規定する旅費、日当その他の費用の額は、次の各号に掲げる参考人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

###### 一

国土交通大臣の求めに応じて出席した参考人

###### 二

都道府県知事の求めに応じて出席した参考人

#### 第六条（登録講習機関の登録の有効期間）

法第十条の二十六第一項（法第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

#### 第七条（情報通信の技術を利用する方法）

建築士は、法第二十条第四項の規定により結果の報告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ２

前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による結果の報告を受けない旨の申出があつたときは、当該建築主に対し、当該結果の報告を電磁的方法によつてしてはならない。

##### ３

前二項の規定は、法第二十二条の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。

##### ４

第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。

#### 第八条（建築士審査会の委員等の勤務）

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会（次条及び第十二条において「建築士審査会」と総称する。）の委員及び試験委員は、非常勤とする。

#### 第九条（建築士審査会の議事）

建築士審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

##### ２

建築士審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

#### 第十条（試験委員）

中央建築士審査会の試験委員は、十人以上三十人以内とし、都道府県建築士審査会の試験委員は、五人以上とする。

##### ２

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会の試験委員は、それぞれ一級建築士試験又は二級建築士試験若しくは木造建築士試験の科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、試験委員としてふさわしい者のうちから任命するものとする。

#### 第十一条（中央建築士審査会の庶務）

中央建築士審査会の庶務は、国土交通省住宅局建築指導課において処理する。

#### 第十二条（建築士審査会の運営）

法又はこの政令に定めるもののほか、建築士審査会の運営に関し必要な事項は、建築士審査会が定める。

# 附　則

この政令は、昭和二十五年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和二七年三月三一日政令第六〇号）

この政令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和二八年八月一四日政令第一九三号）

この政令は、昭和二十八年八月十五日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年一二月二九日政令第三三八号）

この政令は、昭和三十一年二月二十一日から施行する。

# 附　則（昭和三九年四月一日政令第一〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年一月二八日政令第一一号）

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年九月一日政令第二九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年六月三〇日政令第一六二号）

この政令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和五一年一月二七日政令第一二号）

この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年五月三〇日政令第二〇六号）

この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和五八年一一月二九日政令第二四〇号）

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五九年六月二九日政令第二三一号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月二五日政令第五七号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年一二月二二日政令第四〇四号）

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年三月二八日政令第七二号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三年三月一三日政令第二五号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年三月二四日政令第六九号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成九年三月二六日政令第七四号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年一一月一〇日政令第三五二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二九日政令第一二二号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一二号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年一月四日政令第四号）

この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一五年八月二九日政令第三七五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年九月二日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月二四日政令第五四号）

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

# 附　則（平成一九年三月一六日政令第四九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

# 附　則（平成二〇年五月二三日政令第一八六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。

#### 第二条（建築士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の建築士法施行令第四条の規定は、平成二十一年において行われる一級建築士試験から適用し、平成二十年において行われる一級建築士試験については、なお従前の例による。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 第四条（建築士法の構造設計及び設備設計に関する特例に関する規定の適用開始日）

建築士法等の一部を改正する法律附則第三条第十二項の政令で定める日は、平成二十一年五月二十七日とする。

# 附　則（平成二五年一一月一五日政令第三一二号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年一月二一日政令第一三号）

この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

# 附　則（令和元年九月一一日政令第九六号）

この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

##### ２

建築士法第五条第一項の規定による一級建築士の登録を受けようとする者であって、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格したもの（第二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（同項において「新沖縄特別措置令」という。）第百条の規定により一級建築士の免許を受けることができる者を含む。）に対する第一条の規定による改正後の建築士法施行令第三条の規定の適用については、同条中「二万八千四百円」とあるのは、「一万九千二百円」とする。